第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十三年二月七日にアルジェで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　アルジェリア駐箚日本国特命全権大使
　河野章

アルジェリア民主人民共和国のために
　財務大臣
　ブラヒム・ジャメル・カッサリ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びアルジェリア民主人民共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第十七条の規定に関し、アルジェリアについては、「退職年金その他これに類する報酬」とは、過去の雇用につき支払われる退職年金その他これに類する報酬をいうことが了解される。

2　条約第二十二条2の規定に関し、同条2の規定は、条約第二条3(a)(iv)に規定するアルジェリアの租税については、当該租税が同条1及び2に規定する所得に対する租税である限りにおいて、適用することが了解される。

3　条約第二十四条の規定に関し、アルジェリアが、条約の署名の日の後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定であって、仲裁に関する規定（同条1の規定に相当する当該協定の規定に基づいて事案の申立てをする者からの要請にのみ基づいて日本国以外の国又は地域とアルジェリアとの間で適用されるものに限る。）を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、そのような仲裁に関する規定を条約に規定することを目的として交渉を開始する。アルジェリアの権限のある当局は、この場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十三年二月七日にアルジェで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　アルジェリア駐箚日本国特命全権大使
　河野章

アルジェリア民主人民共和国のために
　財務大臣
　ブラヒム・ジャメル・カッサリ

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC OF ALGERIA
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the People's Democratic Republic of Algeria,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1.　This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2.　For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3.　This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 22, 23, 24 and 27.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1.　This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.